## ○美濃加茂市浸水危険区域における建築制限指導要綱

平成25年4月1日 訓令甲第29号

(目的)

第1条 この要綱は、集中豪雨等による浸水のおそれのある地域における建築物の 浸水被害の発生を防止するため、建築物の建築を制限し、もって市民の生命及び 財産を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の 定めるところによる。
  - (1) 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
  - (2) 新築 更地に建築物を建てることをいう。
  - (3) 増築 建築物の一部又は全部を除去し、従前と同一の規模又は構造で新しく 建築することをいう。
  - (4) 移転 同一敷地内で移築することをいう。
  - (5) 建築主等 建築主、設計者及び施工者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、美濃加茂市草笛町、加茂川町及び深田町地内で浸水すること が予想される市長が別に定める区域(以下「浸水危険区域」という。)の建築物 に適用する。

(建築制限)

- 第4条 市長は、建築物の浸水被害を防止するため、建築を次のように制限する。
  - (1) 建築物の基礎地盤面の高さは、次項の想定浸水危険水位(以下「想定浸水危険水位」という。)以上とすること。
  - (2) 建築する建物の床高は、想定浸水危険水位を考慮し、建築すること。
  - (3) 高床式で建築する場合の床高は、想定浸水危険水位を考慮し、建築すること。
- 2 想定浸水危険水位は、標高(東京湾の平均海面を基準) 6 2. 0メートルとする。

(建築の届出)

- 第5条 建築主等は、建築工事を着工する前に浸水危険区域内建築の届出書(様式 第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、提出された届出書の内容を審査し、前条に規定する基準に適合している場合は、通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(建築の変更等)

第6条 建築主等は、前条の届出に係る工事の施工を変更し、又は中止しようとするときは、変更・廃止等届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (助言、勧告等)

- 第7条 市長は、浸水危険区域内で建築をしようとする建築主等に対し、当該区域 が浸水のおそれがある旨を説明し、適正な高さで建築するよう助言及び指導する ものとする。
- 2 市長は、第5条第1項の届出をしない建築主又は第4条に規定する基準に適合 しない建築をしようとする建築主等に対し、この要綱に基づき建築するよう勧告 することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月30日訓令甲第57号)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

## 浸水危険区域内建築の届出書

年 月 日

美濃加茂市長 (氏 名) 宛

建築主等 住 所

氏 名 (TEL )

美濃加茂市浸水危険区域における建築制限指導要綱第 5 条第 1 項の規定により届出します。

建	築	場	所	美濃加茂市	ī								
建	築物の	)用	途										
建	築の	種	别	新築	改築	増	築 移転						
計	画 地	盤	高		m (ピロティの場合は1階の床高)								
建築		概	要		届出	部分	届出以外		合	計			
	foto:			敷地面積							$\mathbf{m}^2$		
	架			建築面積		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$			$\mathbf{m}^2$		
			延べ面積		$\mathbf{m}^2$		$\mathbf{m}^2$			$\mathbf{m}^2$			
事	業予定	官期	間	年	三月	日か	ら 年		月日	1			
設	計		者										
工	事 施	工.	者										
添	付	図	面	位置図・平面図・横断断図(高さ表示)・間取図等 ※2部提出のこと									

様

## 美濃加茂市長(氏 名)印

## 浸水危険区域内建築の通知書

美濃加茂市浸水危険区域における建築制限指導要綱第5条第2項の規定により、

年 月 日付けで届出のあった下記の建築は、基準に適合すると認めたので通知します。

建	築	ţ	易	所	美洲	農加河	茂市										
建	築物	10	用	途													
建	築	の	種	別	新築				改築		増約	彩 移転					
計	画:	地	盤	高		m (ピロティの場合は1階の床高)											
建築				要					届出	部分		届出以外			合	計	
	refer	+	HIIC.		敷地	面	積	_									$\mathrm{m}^2$
	架	1	概		建築	面	積				${\rm m}^2$		$\mathbf{m}^2$				$\mathbf{m}^2$
					延べ	面	積				$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$				$\mathrm{m}^2$
事	業 予	· 定	期	間			年		月	日	カル	<b>5</b> 年	Ē	月	日		
設	i	計		者													
エ	事	施	工	者													
	備		考														

変 更 ・ 廃 止 等 届

年 月 日

美濃加茂市長 (氏 名) 宛

建築主等 住 所 氏 名 (TEL )

美濃加茂市浸水危険区域における建築制限指導要綱第6条の規定により届出します。

建	築場	所	美濃加茂市					
建	築 物 の 用	途						
建	築の種	別		新築	改築	増築	移転	
建	築 面	積			$\mathbf{m}^2$			
適	合通知年月	日	年	月	日			
適	合 通 知 番	号						
中	止 • 廃	止	年	月	日			
変	更 内	容						
変	更 理	由						

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)